日田労働基準監督署通信

〔日田労働基準監督署発行第２８号（12月・１月号)〕

平成２０年度　年末年始無災害運動　スローガン

「目配り　気配り　安全確認　無事故でつなぐ　年末年始」

Ⅰ　はじめに

年末年始無災害運動は、働く人たちがあわただしく、安全や健康面で特に注意を要するこの時期を、無災害で過ごし、明るい年始を迎えることができるようにとの趣旨で、昭和４６年から当該運動が展開され、本年で３８回目を迎えます。

一年の締めくくりを笑顔で送り、災害のない明るい新年を迎えるために、「安全最優先」の考え方を基本に、あわただしい時期にこそ、作業前の点検の実施や安全な作業方法の確認などを着実に実施しましょう。

平成２０年度　年末年始無災害運動

実施時期

２００８．１２．１　～　２００９．１．１５

スローガン

「目配り　気配り　安全確認　無事故でつなぐ　年末年始」

Ⅱ　リスクアセスメント導入のためのステップアッププラン

リスクアセスメントを実施する体制が整ったら、次に行うべきことは、作業場内に潜んでいる危険性、有害性の洗い出しです。

STEP２

作業場内に潜む危険性、有害性を洗い出そう！！

リスクアセスメントは、作業場内の危険箇所、有害な箇所について、どの程度のリスクがあるのかを決定することにより進めていく安全衛生活動です。

そのためには、作業場内にどのような危険性や有害性があるのかをリストアップする必要があります。リスクアセスメントの入り口はここからです！！

①情報の入手

まず、危険性や有害性を洗い出すために必要となる情報を整備します。例えば、作業手順書や取扱説明書、ヒヤリハット事例や危険予知活動の結果、化学物質のデータシートなどです。

②危険性、有害性の特定

作業場で使用する機械、設備、作業方法や作業環境、有害物等について、どんな危険や有害性があるかを特定します。なお、これについては作業者の意見を聴取しながら行います。

③リストの作成

②で特定した危険性及び有害性をリストアップします。これで、リストの洗い出しは完了です。

次回へ続く

※リスクの洗い出しのポイント

作業者の意見を聴取する方法として、危険予知活動（ＫＹ）を活用するという方法があります。まだ、危険予知活動が実施されていない場合は、リスクアセスメントを行う前に、危険予知活動の実施からはじめてみてはいかがでしょうか？

リストアップについては、なるべく細かく、具体的にリストアップする必要があります。
例えばテーブル式丸のこ盤（横切用）を使用する作業では・・・
（１）　短尺材の加工中、安全カバーの隙間から指が入り、回転中ののこ歯に接触する。
（２）　木屑が溜まったので、機械を停止せずに、手で除去しようとしてのこ歯に接触する。
（３）　機械の停止ボタンを押して調整作業を始めたが、惰性で回転していたのこ歯に接触する。
（４）　手袋がのこ歯に引っかかり、手を巻き込まれる。
（５）　木屑が飛散し、目に入る。　・・・・など
他にも、様々な危険があると思われますが、思いつく限り、危険箇所をリストアップしましょう！！

Ⅲ　労働災害発生事例

ベルトコンベアの点検中の災害事例を紹介します。特に、年末年始は機械の点検やメンテナンスを行う機会も増えることと思いますので、この事例にも留意の上、年末年始の労働災害を防止しましょう。

発生年月日：平成２０年６月１１日　**発生時刻**：午後４時　**年齢**：５５歳　**性別**：男

経験：２年　**職種**：製材工　**災害の程度**：左大腿骨・左膝蓋開放骨折、左膝挫滅創（休業見込：２ヶ月）

災害発生状況

工場内において製材作業を行っていたところ、ベルトコンベアを流れていた板材が引っかかったため、当該板材を取り除くため、片足をベルトコンベアの台の上に、もう一方を耳すり機のテーブルの上（床面より高さ約１メートルの箇所）に足を掛けたところ、体のバランスを崩して転落、その際、作動中の耳すり機の回転していた歯に左足が接触し、負傷したものである。

略図

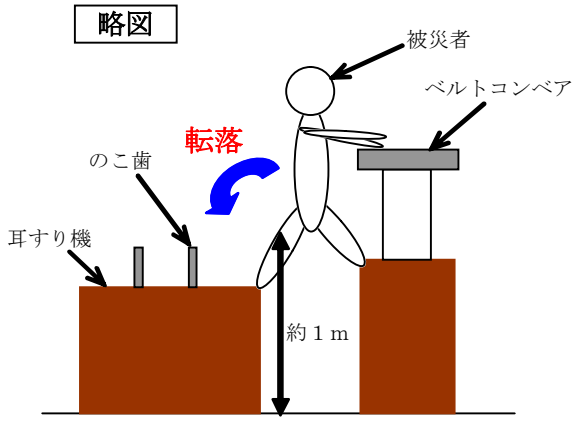

災害防止対策

事例の災害は、回転していた耳すり機ののこ歯に接触したことにより、作業者が負傷した災害です。

当然、耳すり機ののこ歯については、作業者の手が接触することのないよう接触予防装置（安全カバー）が設置されていなければなりませんし、耳すり機から離れる際は、必ず機械の運転を停止しなければならないことは言うまでもありません。

しなしながら、本件災害が発生した根本の原因は、機械と機械に足を掛け渡すという不安全な作業方法で作業が行われたということです。

ではなぜ、作業者はこのような作業方法をとったのでしょう？

労働安全衛生規則第５１８条では、「高さが２メートル以上の箇所で作業を行う場合は作業床を設けなければならない。」と規定されています。

この規定は、高所で作業を行う場合に、墜落による危険を防止するため、作業者が安全に作業を行うことのできる「作業床」の設置を義務付けたものです。

事例の作業位置の高さは約１メートルと法律で規制する２メートルに達しませんが、こういう言葉があります・・・「１メートルは一命取る！！」・・・高さが低くても墜落した際に打ちどころが悪ければ死亡災害にもつながるということです。　法律で規制されているのは「最低基準」であって、法律を遵守すれば災害を防げるというものではありません。

つまり、作業場所の高さが低くても、墜落の危険がある場合は、災害防止のため、作業床の設置などによる墜落防止措置を講ずることが重要なのです。

本件災害の被災者は、「作業床」が設置されてなかったため、このような作業方法をとらざるを得なかったといえます。

さて、「作業床」とは、作業を安全に行うための床のことですが、その外にも（１）足場を組み立てる。（２）高所作業車を使用する。　（３）踏み台や作業台を使用する。　（４）脚立を使用する。　などの方法により作業床を確保することができます。

このうち、事例のような作業では、（３）と（４）が最も現実的です。　ただし、脚立については、踏み桟があるものに限られます。

年末年始の時期は、機械の上に登って点検や整備等を行う機会が増えることと思います。

機械に点検台が設けられていない場合は、必要な数の脚立や踏み台等を作業場内に備え付けるとともに、労働者に対しては、これらの備え付け場所や使用方法、設置方法等についてしっかりと安全教育を行うことが必要です。

また、脚立の上や踏み台から転落し、頭部を強打するなどによる死亡災害も発生しています。「作業床があるから」と油断せず、高さ２ｍ以上の場合は作業床の端に手すり等の設置を、それが不可能であれば安全帯の使用を行う必要があります。

高さに限らず、不慮の事故に備えるため作業者にヘルメットを着用させることも、墜落防止対策の一環となります。

脚立

踏み台

「編集後記」

日本ではたくさんの外来語を使用しています。

例えば、「カステラ」、「カレーライス」、「サッカー」、「コミュニケーション」などなど、あげるときりがありません。

外国からわが国に入ってきた言葉は、このようにカタカナで表記されます。

逆に、わが国から外国へ出て行った言葉もあります。

日本語での発音が、そのまま英語に翻訳されているものです。

「駅伝」＝ekidenn、

「寿司」＝sushi

「柔道」＝judo

これらは、その代表的なものです。

日本で生まれた独自の食や文化などが海外に伝わったことにより、英語においてそれを翻訳する別の単語がなかったため、このように発音がそのまま翻訳されているのです。

さて、もう一つ、日本の封建的な労働状況を象徴する言葉として認知され、そのまま英語に翻訳されている言葉があります。

「過労死」＝karoshi　です。

過労死は、過重労働による脳血管疾患や・血性心疾患、急性心不全など健康障害が引き金となって発生するものです。

英語では元々「wolk oneself to death」と翻訳されていたのですが、日本の状況が欧米でも報道されることが増えたため、そのまま「karoshi」と翻訳されています。

これは、「過労死」が日本特異の現象であることを示しています。

また、「karoshi」は、英語の辞書や、他言語の辞書にも掲載されています。

このように、「過労死」は日本が発祥となった悲しき文化ですから、われわれは一丸となって、この問題を考え、対策を講じていかなければなりません。

過労死を防止するためには、その引き金になる健康障害を予防することが必要です。

過重労働による健康障害は、時間外・休日労働時間が長くなればなるほど、健康障害が発生するリスクが強まります。

荷重労働による健康障害の防止のために、時間外・休日労働時間の削減や有給休暇の取得促進などの対策を講じるとともに、やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、医師による面接指導を行うなどの健康管理を徹底しましょう。